

福島医発第 212 号 (地)
令和 6 年 4 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおけるてんかん発作時の
坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、学校現場等で児童等がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む教員又はスタッフが、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する行為については、一定の条件を満たす場合、医師法第 17 条違反とはならない旨、平成 28 年 3 月 31 日付福島医発第 3451 号 (地) 及び平成 29 年 9 月 13 日付福島医発第 1591 号 (地) にて貴会宛ご連絡したところです。

これを踏まえ、今般、児童発達支援又は放課後等デイサービス (以下、「児童発達支援等」という。) におけるてんかん発作時の坐薬挿入について下記のとおり示された旨、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

児童発達支援等において児童等がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた児童発達支援等の職員又はスタッフが、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならない。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・児童発達支援等においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、児童発達支援等に対して、やむを得ない場合には当該児童等に坐薬を使用することについて、具体的に依頼 (医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。) していること。
- ③ 当該児童等を担当する職員等が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・当該児童等がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・坐薬の挿入の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童等の保護者又は職員等は、坐薬を使用した後、当該児童等を必ず医療機関での受診をさせること。

日医発第131号(健Ⅰ・健Ⅱ・地域・法安)
令和6年4月9日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 釜菴 敏
常任理事 江澤和彦
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおけるてんかん発作時の
座薬挿入に係る医師法第17条の解釈について

平素、本会各種事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、こども家庭庁支援局障害児支援課長ならびに厚生労働省医政局医事課長から各都道府県衛生主管部（局）長等に対し 別紙 の通知をした旨、
本会宛に事務連絡がありました。

学校現場等における、児童等のてんかん発作時の教職員による座薬の挿入については、平成28年と平成29年に医師法第17条の解釈に係る通知が発出されていたところですが 参考資料 。

今回の事務連絡は、児童発達支援又は放課後等デイサービスに関しても学校現場等と同様の考え方になるというものです。

つきましては、貴会でもご了解いただくとともに関係の郡市区医師会を通じ、会員への周知方、よろしくお願い致します。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 5 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課
(公 印 省 略)

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおけるてんかん発作時の
坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について

標記について、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）長及び各都道府県・
指定都市・中核市障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長宛て通知しましたの
で、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

こ 支 障 第 107 号
医政医発 0405 第 1 号
令和 6 年 4 月 5 日

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 （ 局 ） 長
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局障害児支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおけるてんかん発作時の
坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について

学校等におけるてんかん発作時の坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成 28 年 2 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）及び「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」（平成 29 年 8 月 22 日付け府子本第 683 号、29 生社教第 10 号、医政医発 0822 第 1 号、子保発 0822 第 1 号、子子発 0822 第 1 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）により、学校現場等で児童等がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む教員又はスタッフが、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する行為については、一定の条件を満たす場合は、医師法違反とはならない旨、周知されているところです。

これを踏まえ、児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「児童発達支援等」という。）におけるてんかん発作時の坐薬挿入について、下記のとおり示しますので、貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、関係部局と連携の上、適切に対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、児童発達支援等において児童等のプライバシー保護に十分配慮がなされるよう強くお願いいたします。

記

児童発達支援等において児童等がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた児童発達支援等の職員又はスタッフ（以下「職員等」という。）が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならない。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 児童発達支援等においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、児童発達支援等に対して、やむを得ない場合には当該児童等に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する職員等が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童等がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童等の保護者又は職員等は、坐薬を使用した後、当該児童等を必ず医療機関での受診をさせること。

以上

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 22 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国立大学法人事務局

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）

平素より学校保健の推進にご尽力いただき御礼申し上げます。

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入については、平成 28 年 2 月 29 日付事務連絡「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（以下「平成 28 年通知」という。）（別添）において、厚生労働省の見解に基づく医師法違反とならない範囲について示すとともに、適切な対応について依頼したところです。

しかしながら、平成 28 年通知について十分な周知がなされていなかったことを踏まえ、この度再度周知徹底を図ることとしました。

つきましては、別添平成 28 年通知の内容について十分御了知の上、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校に対し、この旨の周知を徹底して頂き適切に対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から同日付で「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」（別紙）が発出されていることを申し添えます。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL:03-5253-4111（内線 2976）
FAX:03-6734-3794

別 添

事 務 連 絡

平成28年2月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。

つきましては、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL:03-5253-4111 (内線2976)

FAX:03-6734-3794

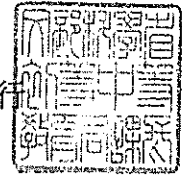
27 初健食第29号

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田 勝 行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

- ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電 話：03-5253-4111（内線：2976）

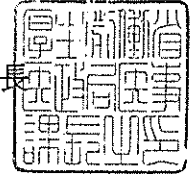


医政医発 0224 第 2 号

平成 28 年 2 月 24 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第 17 条の解釈について（回答）

平成 28 年 2 月 1 日付け 27 初健食第 29 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いします。